

みなと大通りデッキネーミングライツ公募要項

1 公募の趣旨

現在、JR関内駅前に位置する旧市庁舎街区活用事業では、令和8年春のグランドオープンを目指して民間事業者による建築工事等が進められています。本市においても今後、関内駅周辺を訪れる多くの来街者の回遊性を高める取組として、旧市庁舎街区と横浜スタジアム（外周デッキ）を接続する「みなと大通りデッキ」（以下「当施設」という。）の整備を進めており、令和8年3月下旬の供用開始を予定しています。

本市では、当施設の維持管理財源の確保や民間企業団体等の資源を活用することで、当施設の魅力を高め、地域の活性化を図ることを目的として、「施設特定募集型」により、当施設へのネーミングライツ（命名権）について、スポンサーの公募を行います。

2 公募主体

横浜市（都市整備局）

3 応募できる者

政治団体・宗教団体、公職にある者が役員を務める団体及び横浜市広告掲載基準第5条に定める規制業種・事業者を除き、自らスポンサーになることを希望する事業者・団体が応募できます。なお、命名権等の転貸借は認めません。

4 ネーミングライツ対象施設

施設名称：みなと大通りデッキ

住 所：横浜市中区真砂町1丁目1番地

詳細は、【別紙1】「対象施設の情報」をご覧ください。

なお、対象施設の一部において、旧市庁舎街区事業者による清掃活動が予定されています。そのため、地域貢献の提案にあたっては今後、調整が必要となる場合があります。

5 愛称名の付与

- (1) 愛称名には、スポンサーの企業名（店舗名含む。）又は商品名等のいずれか及び企業ロゴ（※）を含めることができますが、標語等メッセージの標示や、ロゴマークのみ等の標示はできません。

※企業ロゴはスポンサー企業となる者が権利を有する登録商標を原則とします。

- (2) 「〇〇歩道橋」や「〇〇デッキ」等、歩道橋の名称であることが分かる愛称名としてください。

(例)

- ・施設名：みなと大通りデッキ
- ・スポンサー名：ヨコハマ

＜愛称名＞

ヨコハマデッキ
ヨコハマみなと大通りデッキ
ヨコハマ歩行者デッキ
ヨコハマ歩道橋など

- (3) ロゴの配置は愛称名の先頭または後尾のいずれかにひとつまでとし、愛称名の途中に入れることはできません。

(例)

- ・施設名：みなと大通りデッキ
- ・スポンサー名：ヨコハマ
- ・愛称名：ヨコハマみなと大通りデッキ

＜可能な標示＞

【ロゴ】ヨコハマみなと大通りデッキ
ヨコハマみなと大通りデッキ【ロゴ】

＜不可能な標示＞

ヨコハマ【ロゴ】みなと大通りデッキ
ヨコハマ【ロゴ】みなと大通り【ロゴ】デッキ

- (4) 愛称標示の製作、設置作業、各種申請に係る諸費用は、スポンサーの費用負担により行うものとします。また、契約終了後はスポンサーの費用負担により撤去、現状復旧していただきます。

- (5) 提案された愛称名については、本市が設置するネーミングライツ導入検討会（以下「導入検討会」という。）における検討結果や市民意見募集等を踏まえ、決定します。検討の結果、優先交渉権者（「12 優先交渉権者の選定方法」により選定されたもの。以下同じ。）に対して、愛称名やデザイン等の再提案を求める場合がありますのでご了承ください。なお、変更となった場合であっても提案金額（「8 契約条件」により提案する金額。以下同じ。）の変更はできません。
- (6) 契約後は、本市は愛称名を積極的に使用しますが、市会議案等において必要な場合などは、愛称名ではなく施設名称を使用することがあります。
- (7) 利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間中の愛称の変更はできません。

6 スポンサーメリット

スポンサーメリットは以下の表のとおりです。

	スポンサーメリット	内 容	備 考
1	当施設への愛称名の標示	詳細は「7 愛称名等の設置基準」に記載のとおりです。	製作・設置・撤去費用等は申込者の負担となります。また、契約終了後は現状復帰していただきます。
2	広報媒体やホームページ等による広報	横浜市の広報印刷物やホームページ等広報ツールにおいて、愛称決定のお知らせや表示・記載の変更をします。	
3	関係機関への愛称使用の周知、働きかけ	市が関係機関に愛称の使用・周知を働きかけます。	

7 愛称名等の設置基準

(1) 愛称名の標示箇所、設置数

命名した愛称名は、「主桁」及び「高欄」に標示することができます。「主桁」については、原則、両側面（主桁部分1面につき1か所）を上限とし、「高欄」については、内側に向けて設置するものとし、原則として車道横断部につき1か所（2か所を上限）とします。設置可能箇所については、【別紙1】「対象施設の情報」の「愛称掲出可能箇所」図を参照

(2) 愛称標示の仕様・標示面積・文字サイズ・文字色・ロゴの大きさ、色・背景色等

ア「主桁」

- 1) 標示材は再剥離が可能な（粘着剤が残らない）シールとします。
- 2) 標示面積は1面につき当該面の総面積の3/10以内とします。
- 3) 文字の大きさは1文字最大で30cm角とし、故意に企業名等を強調するもの、読みにくいもの、過度に注意を引くもの等、道路交通に支障を及ぼすものや周辺の景観と調和しないものは不可とします。
- 4) 文字色は単色とし、蛍光色、反射性のある色、華美なもの等は不可とします。また、背景色とのバランスにより、読みにくいもの、過度に注意を引くもの等、道路交通に支障を及ぼすものや周辺の景観と調和しないものは不可とします。
- 5) ロゴは2文字分の面積までとし、蛍光色、反射性のある色は不可とします。
- 6) 背景色は透明または設置面と同色とし、反射性のある素材等、道路交通に支障を及ぼすものは不可とします。
- 7) デザイン・設置方法等は、横浜市と調整し、決定します。
- 8) 愛称名以外（電話番号、ホームページなどの連絡先表示など）を標示することはできません。
- 9) 行数は2行を上限とします。
- 10) 愛称名の標示について横浜市屋外広告物条例に基づく許可申請は不要ですが、同条例が規定する広告物の基準には適合する必要があります。
- 11) 横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準の規定に違反する標示はできません。
- 12) 当施設の構造や安全性、交通、施設管理上に支障を生じさせる、道路法等各種法令を遵守していない、横浜市屋外広告物条例、横浜市景観計画、都市景観協議地区等の景

観上の規定等に準じていない、周辺地域への影響が大きい、名称標示としての妥当性が認められない等の場合には、ご提案いただいたデザイン・設置方法等の変更を求める場合があります。

イ「高欄」

- 1) 標示材は原則、ステンレスプレート仕様とします。設置にはU型ボルトとナットを使用し、歩行者側にボルト等の突起物が出ないように固定するとともに、緩み防止対策を講じるものとします。ただし、対象施設の構造や歩行者の安全面への配慮等から、同仕様による設置が適さない場合は、再剥離が可能な（粘着剤が残らない）シールでの設置にする等、協議のうえ決定します。
 - 2) 標示面積は原則、1か所につき1.0㎡以内とします。ただし、同じ方向を向いている壁面に既に設置されている標示等と合計した面積が当該壁面の総面積の3/10以内であることとします。
※設置個所により愛称名を支柱間内に収めること、手すり等に支障がないこと。
 - 3) 1文字の大きさは最大で15cm角とし、故意に企業名等を強調するもの、読みにくいもの、過度に注意を引くもの等、周辺の景観と調和しないものは不可とします。
 - 4) 文字色は単色とし、蛍光色、反射性のある色、華美なもの等は不可とします。また、背景色とのバランスにより、読みにくいもの、過度に注意を引くもの等、周辺の景観と調和しないものは不可とします。
 - 5) ロゴは2文字分の面積までとし、蛍光色、反射性のある色は不可とします。
 - 6) 背景色は蛍光色、反射性のある色は不可とし、華美なもの等は不可とします。
 - 7) デザイン・設置方法等は、横浜市と調整し、決定します。
 - 8) 愛称名以外（電話番号、ホームページなどの連絡先表示など）を標示することはできません。
 - 9) 行数は2行を上限とします。
 - 10) 愛称名の標示について横浜市屋外広告物条例に基づく許可申請は不要ですが、同条例が規定する広告物の基準には適合する必要があります。
 - 11) 横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準の規定に違反する標示はできません。
 - 12) 当施設の構造や安全性、交通、施設管理上に支障を生じさせる、道路法等各種法令を遵守していない、横浜市屋外広告物条例、横浜市景観計画、都市景観協議地区等の景観上の規定等、に準じていない、周辺地域への影響が大きい、名称標示としての妥当性が認められない等の場合には、ご提案いただいたデザイン・設置方法等の変更を求める場合があります。
- (3) 愛称標示にあたり、当施設利用者及び交通の安全に影響がないこと。

8 契約条件

(1) 契約金額

申込者から金額を提案してください。

契約料の支払いは原則、年度単位とします。なお、スポンサーの責により年度途中で契約が解除された場合、契約金額（残日数相当分）の返還は行いません。

(2) 愛称の使用期間

原則5年以上20年以内とし、契約の満了日は3月下旬を予定しています。

なお、契約したスポンサーは、次回契約期間等に関して優先的に交渉することができます。ただし、スポンサーが優先的に交渉することにより、施設の運営等に支障が生じると判断した場合はこの限りではありません。

(3) 愛称の使用開始時期

当施設の供用開始時期に合わせ、令和8年3月下旬以降とします。

(4) 地域貢献の提案

地域の清掃美化活動など当施設及びその周辺における社会貢献の活動を御提案ください。

なお、対象施設の一部において、旧市庁舎街区事業者による清掃活動が予定されています。そのため、地域貢献の提案について今後、調整が必要となる場合があります。また、ご提案頂いた活動について、本市の求めに応じて、実施状況を報告していただきます。

(5) 都市景観協議地区に基づく協議等各種手続きについて

当施設は都市景観協議地区（関内地区関内駅前特定地区）の対象範囲であり、愛称名の標示にあたっては各種届出や協議、申請が必要となる場合があります。なお、必要な手続きは提案内容により異なります。

(6) その他

- ア スポンサーメ리트による設置物については、当施設の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがないように、必要な措置を講じるなど適切に維持管理を行っていただき、本市の求めに応じて実施状況等を報告していただきます。
- イ 定期点検等で異常が見つかった場合や、設置物が耐久年数を超えた場合は、必要に応じて設置物の更新等を行ってください。
- ウ 設置物を起因とした第三者被害が発生した場合には、スポンサーの責任において適切な対応を行っていただきます。
- エ 契約期間中に本市において当施設の修繕工事等を行う場合があります。そのため、一時的に設置物が隠れる場合があります。

9 応募方法

【別紙2、3】に必要事項を御記入の上、10に掲げる必要書類を持参、郵送又は電子メールにて応募してください。

10 必要書類

- (1) 【別紙2】
- (2) 【別紙3】
- (3) 印鑑証明書
- (4) 応募する団体の概要及び直近3か年の決算報告
- (5) 登記事項証明書
- (6) 納税証明書【法人税、消費税・地方消費税、個人市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）※、固定資産税・都市計画税※、軽自動車税※、法人市民税※、事業所税※（以上、全て直近1年度分）】

※ ※の税目は横浜市課税対象者の場合のみ対象

11 公募期間

令和7年8月25日（月）午前9時から令和7年9月26日（金）午後5時まで（必着）

※郵送の場合の締切りは、9月26日（金）の消印有効とします。

12 優先交渉権者の選定方法

公募期間終了後、以下、(1)【評価項目】及び(2)【評価基準】に基づき、所管課にて審査した後、導入検討会の内容・結果及び横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドラインの趣旨を踏まえ、応募者の順位付けを行い、第1順位の応募者を優先交渉権者として決定した後、当施設のネーミングライツの導入について関係者及び市民からの意見聴取を経て、契約条件を協議した上で契約を締結します。

なお、応募が1件のみの場合も、本市のネーミングライツパートナーとしてふさわしいかを【評価項目】に基づき審査を行いますが、著しく低い評価点の場合、優先交渉権者として決定しません。

(1) 【評価項目】

評価項目	評価の視点	配点
①命名権料	・他の応募者と比較した場合の命名権料の高さの度合い	40
②契約期間	・愛称使用期間の提案年数	10
③愛称	・市民が親しみやすく、呼びやすいものか ・市民に広く認知された名称が使用されているか ・対象施設や隣接する地域との親和性があるか	10
④応募団体等の状況等	・応募の趣旨がネーミングライツの目的に合致しているか ・対象施設や地域と応募団体との関係性、親和性	20
⑤地域貢献等	・施設の利用状況の改善や社会貢献の取組が期待できるか ・社会貢献に理解があり、横浜市内等での実績があるか	20
合 計		100

(2) 【評価基準】

①命名権料

提案された命名権料に基づき、下式で算定し、加点します。

$$\frac{\text{応募者提案ネーミングライツ料}}{\text{最高提案ネーミングライツ料}} \times 40 \text{ 点}$$

②契約期間

評価	評価基準	算出方法
A	希望契約期間が 10 年以上 20 年以内	配点×1.00
B	希望契約期間が 6 年以上 10 年未満	配点×0.75
C	希望契約期間が 5 年	配点×0.50
D	希望契約期間が 5 年未満	配点×0.00

③愛称

④応募団体等の状況等

⑤地域貢献等

評価	評価基準	算出方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	標準的	配点×0.50
D	やや劣る	配点×0.25
E	劣る	配点×0.00

13 愛称名使用開始までの流れ

手続きの流れ	スケジュール（予定）※2
① 応募期間	～令和 7 年 9 月 26 日（金）
② 書類審査※1	令和 7 年 10 月～11 月
③ 第 1 回導入検討会における検討※1	
④ 優先交渉権者の選定	
⑤ 関係者及び市民への意見聴取	令和 7 年 11 月
⑥ 第 2 回導入検討会による検討	令和 7 年 12 月
⑦ 契約相手方の決定及び契約締結	令和 8 年 1 月～
⑧ 愛称の周知期間	令和 8 年 1 月～
⑨ 各種届出・製作・設置期間	令和 8 年 1 月～令和 8 年 3 月中旬
⑩ 愛称の使用開始	令和 8 年 3 月下旬～

※1 愛称名の設置基準等により、ご提案いただいたデザイン等について修正や変更を求める場合があります。

※2 スケジュールは公募開始時点の予定です。

14 応募・問合せ先

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局都心活性化推進部都心再生課 担当：石島、小川

T E L : 045-671-3963

F A X : 045-664-3551

E-mail : tb-kannai@city.yokohama.lg.jp